

## 入札説明書

### 1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量  
税務オンラインシステム運用端末関連機器（設置及び撤去に係る費用を含む。）一式
- (2) 借入物品の特質等  
別紙「税務オンラインシステム運用端末関連機器貸借仕様書」のとおり
- (3) 借入期間 令和7(2025)年3月1日(土)から令和9(2027)年2月28日(日)まで  
なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。
- (4) 借入場所 別紙「税務オンラインシステム運用端末関連機器設置場所一覧」のとおり

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、情報関連サービス又はリース・レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 入札参加申請日から(令和6(2024)年7月9日(火))において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

### 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号  
栃木県経営管理部税務課税務電算担当 電話 028-623-2263  
Mail:zeimudensan@pref.tochigi.lg.jp
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法  
令和6(2024)年7月8日(月)午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあっては、(1)の場所に、郵送(書留郵便)又は持参により同期限までに提出すること。  
イ 開札の日時及び場所  
令和6(2024)年7月9日(火)午前10時 栃木県本庁舎10階税務課  
入札参加者の立会いは求めないものとする。なお、立会いを希望する場合は、開札日の前日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)までに(1)に連絡し、代理人が立ち会う場合は委任状を持参すること。
- (3) 入札方法  
1の(1)の件名で月額で入札に付する。
- (4) 入札書の記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 提出された入札書は、引換え、変更又は取消しを認めないものとする。
- (6) 入札を辞退する場合は、入札書の提出期限までに入札辞退届(様式5)を電子入札システムにより提出すること。

### 4 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項  
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な審査を受けること。

ア この入札の入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書及び、税務課が交付する仕様書に基づき作成した納入物品仕様書（様式3）を令和6（2024）年6月26日（水）午前11時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。

なお、添付書類の容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準（令和3（2021）年4月1日施行）に定める提出書類通知（様式2）を提出することにより、当該添付書類の郵送（書留郵便）又は持参による提出を認めるものとする。ただし、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

#### (4) 審査

##### ア 技術審査

栃木県税務課長が、入札参加希望者の作成した納入物品仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用しうると判断した納入物品仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

##### イ 技術審査基準

入札参加希望者の作成した納入物品仕様書が、税務課で交付する仕様書に示す事項を満たしており、仕様目的等に適合すると認められるものであること。

ウ 審査結果は、電子入札システムにより、令和6（2024）年7月1日（月）までに電子入札システム上で公開する。

#### (5) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、質問書様式により、令和6（2024）年6月12日（水）午後4時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者は、メール又は郵送により提出する。

イ 質問の内容及び回答は、令和6（2024）年6月20日（木）までに電子入札システム上で公開する。

#### (6) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書、栃木県物品等電子調達実施要領（令和3（2021）年4月1日施行）第19条に掲げる入札書及び紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は、無効とする。

#### (7) 落札者の決定方法

ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

#### (8) 契約書作成の要否 要

なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

#### (9) 入札回数

2回目までとする。1回目の入札が不調となった場合は、直ちに応札者に電子入札システムにより通知する。入札参加希望者は県が指定する日時までに2回目の入札書を電子入札システムにより提出する。指定の日時までに入札書の記録が確認できなかった場合は辞退とみなす。

また、2回目も不調の場合は最低入札価格提示者と協議の上決定する。

#### (10) 開札結果の通知

応札者に対し、落札者名及び落札金額を電子入札システムにより通知する。

#### (11) 紙による入札参加承諾の基準等

栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めによる。

- (12) 紙による入札参加を希望する場合は、令和6(2024)年6月17日(月)午後4時までに3の(1)の場所に、栃木県物品等電子調達運用基準に定める紙入札方式参加承諾願(様式1)を電子メール等により提出し、栃木県経営管理部税務課長の承諾を得ること。ただし、紙による入札参加の承諾を受けた場合は、以後、この入札において電子入札システムによる書類の提出を認めないものとする。
- なお、承諾の可否については、令和6(2024)年6月19日(水)午後4時までに電子メール等により通知する。
- (13) 紙入札者の書類の提出方法
- ア 紙入札者の提出書類(入札書等)は、電子調達における当該書類の提出期限までに3の(1)の場所に郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、郵送が困難な場合は持参も認めるものとする。
- イ 質問書については、3の(1)の場所に電子メール等による提出もできるものとする。
- なお、質問の内容及び回答については、電子入札システムによる公開日から令和6(2024)年6月20日(木)までに電子メール等により通知する。
- ウ (9)の2回目の入札書は、3の(1)の場所に電子メール等により提出し、後日原本を提出することとする。指定の日時までに電子メール等による入札書が到着しなかった場合は辞退とみなす。
- なお、入札立会い者はその場で2回目の入札を行うことができる。
- (14) 紙入札者への通知方法
- 紙入札者に対する県からの通知は、電子メール等により行うものとする。
- (15) 苦情の申し立て
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束(以下「協定等」という。)の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、栃木県政府調達苦情検討委員会(連絡先 栃木県政府調達苦情検討委員会事務局、栃木県会計局会計管理課審査指導第二担当 電話 028-623-3023)に対して苦情申し立てができる。